

災害弔慰金等の支給に関する意見書

2011年（平成23年）7月15日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 災害弔慰金の支給等に関する法律3条3項で定める災害弔慰金の額について、支給額の差を撤廃するよう「死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して」を削除し、支給額を一律にすべきである。その際、一家族あたりの現行の支給額を下回らないよう配慮すべきである。
- 2 同法8条2項で定める災害障害見舞金の額についても支給額の差を撤廃するよう「死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して」を削除し、支給額を一律にすべきである。
また、2011年6月23日付け当連合会意見書「災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正を求める意見書」のとおり、災害障害見舞金の額を増額し、一時払金のみならず、10年程度に期間を限定した上乗せ年金方式による支援金も加えるべきである。
- 3 被災者生活再建支援法3条で定める被災者生活再建支援金の支給要件から「世帯主要件」を削除し、個人単位の制度に改正すべきである。
- 4 各自治体から配分される義援金の支給要件から「世帯主要件」を削除し、個人単位の制度とすべきである。
- 5 東京電力株式会社より支払われる仮払補償金は、世帯ごとではなく、個人に対して支払われるべきである。そして、この場合、世帯主又は世帯の代表者が一括して請求・受領する形ではなく、支払い対象である個人が確実に受け取れるような運用とすべきである。
- 6 被災者再建支援金及び義援金の支給制度が個人単位の制度に改正される前の運用にあたって、また、仮払補償金が便宜上やむを得ず世帯ごとに一括して支払う運用がなされる場合においても、住民票の異動ができないため、住民票上は世帯の構成員でありながら別居して独立の生計を営んでいるドメスティック・バイオレンス事件被害者等、本来支援金、義援金及び仮払補償金を受け取るべき者が受け取ることができるようするため、柔軟な運用を図るなど格段の配慮工夫を行うとともに、かかる運用について周知徹底を図るべきである。

第2 意見の理由

1 災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律3条3項及び同施行令1条の2は、死亡者の遺族に対し、死亡者が主に生計を維持していた場合は500万円、その他の場合は250万円の災害弔慰金を支給すると規定している。

かかる区別は、形式的には男女の性別による差別的取扱いには当たらないようにみえる。しかし、家事、育児、介護等の家事労働について、実際にはそのほとんどを女性が担っている現状において、生計維持者は男性であることが圧倒的に多い。このような社会的実態の下において、災害弔慰金の支給額に上記のような区別を設けることは、家事労働に従事している女性の役割を低く評価することにつながるため、結果的には男女間差別に当たるというべきである。

したがって、災害弔慰金の支給額に上記のような区別を設けることは妥当でなく、死亡者が生計維持者であるか否かを問わず、金額を一律にすべきである。その際、一家族あたりの現行の現行の支給額を下回らないよう配慮すべきである。

2 災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律8条2項及び同施行令2条の2は、生計維持者が重度の障害を受けた場合には250万円、その他の者が重度の障害を受けた場合には125万円の災害障害見舞金を支給すると規定している。

しかし、上記1で述べたように、災害障害見舞金の支給額にこのような区別を設けることは、結果的に男女間差別に当たるというべきであるから、障害を受けた者が生計維持者であるか否かを問わず、金額を一律にすべきである。

さらに、2011年6月23日付け当連合会意見書「災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正を求める意見書」のとおり、障がいを負った被災者は、当面の間は自らの心身の健康回復のための治療、療養に専念するのが一般的であり、その後は障がいを抱えながら生活しなければならないこととなるが、こうして後発的に背負うこととなった心身の負担により、被災地における地域社会の復旧・復興の流れから取り残されることが多く、障がい者に対する一般の福祉施策に加えて、復興の間の生活再建に特段の支援をする必要がある。

よって、災害障害見舞金の額を増額し、一時払金のみならず、10年程度を期限とする年金方式による支援金を上乗せして支給するのが相当である。

3 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法3条は、居住する住宅が全壊するなどの被害を受けた世帯（被災世帯）の「世帯主」に対し、支援金を支給すると規定している。

しかし、一般に、婚姻した男女が世帯を構成する場合、男性が住民票上の世

帯主となることが圧倒的に多い。このような社会的実態の下において、支援金の受給資格に世帯主要件を設けることは、支援金の支給において女性を男性よりも事実上不利益に取り扱う結果となり、男女間差別に当たるというべきである。

また、本規定を形式的に適用すると、いわゆるDV被害によって加害者である夫の下から逃れ、居所を秘匿しつつ生活を送っている妻子など、最も生活に困窮している人々が当該支援金を受けられないこととなる。

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するという当該支援金の趣旨（同法1条）に鑑みれば、本来、当該支援金は被災者個人に支給されるべきものであるから、当該支援金の支給要件から世帯主要件は削除し、個人単位の制度に改正すべきである。

4 義援金

全国から寄せられた義援金については、被災都道県の配分委員会が地域の実情に合わせて配分の対象や配分額を決定しているが、その支給要件として世帯主要件が課される場合が多い。

しかし、一般に、婚姻した男女が世帯を構成する場合、男性が住民票上の世帯主となることが圧倒的に多い。このような社会的実態の下において、義援金の受給資格に世帯主要件を設けることは、義援金の支給において女性を男性よりも事実上不利益に取り扱う結果となり、男女間差別に当たるというべきである。

また、世帯主要件を形式的に適用すると、いわゆるDV被害によって加害者である夫の下から逃れ、居所を秘匿しつつ生活を送っている妻子など、最も生活に困窮している人々が義援金を受けられないこととなる。東日本大震災の被災者に対し、その生活の再建に役立ててもらいたいという義援金の趣旨に鑑みれば、本来、義援金は被災者個人に支給されるべきものであるから、義援金の支給要件から世帯主要件は削除し、個人単位の制度とすべきである。

5 仮払補償金

東京電力株式会社は、国の「原子力発電所事故による経済被害対応本部」が平成23年4月15日に決定した「原子力災害被災者に対する緊急支援措置について」をふまえ、避難・屋内退避が指示された地域等に居住する者に対し、原子力損害の賠償に関する法律に基づく損害賠償額の仮払いとして、1世帯当たり100万円、単身世帯の場合には75万円の「仮払補償金」の支払いを決定・実施しているが、当該「仮払補償金」の申請は、原則として住民票に記載

された世帯主にしか認められていないようである。

しかし、原子力損害賠償法は民法の損害賠償に関する規定の特例であって、本来、被害を受けた個人に対して損害賠償がなされるべきである。

また、東京電力株式会社は、同年7月5日、個人を対象に10～30万円の「追加仮払補償金」を支払うことを発表した。個人を対象としたこと自体は評価されるが、その請求書類は「世帯主又は世帯の代表者」へ郵送することとされているようである。しかし、この場合も、世帯主又は世帯の代表者が一括して請求・受領する形ではなく、支払い対象である個人が確実に受け取れるような運用とすべきである。

そして、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、損害賠償金が支払われる場合においても、上記で述べたように、損害賠償金の支払は世帯単位ではなく、個人単位で行うべきである。

6 制度または運用改定までの間に留意されるべき事柄

被災者再建支援金及び義援金の支給制度が個人単位の制度に改正される前の運用に当たって、また、仮払補償金が便宜上やむを得ず世帯ごとに一括して支払う運用がなされる場合においても、「世帯主」の要件は形式的に解釈すべきではない。例えば、世帯主である夫からDV被害を受け避難のため他の場所で居住している妻については、生活の実態は住居も生計も別に営まれているのであって、もはや同一の世帯とはいうことはできない。このような場合に、夫を「世帯主」として実質的には別の世帯である妻の分まで被災者再建支援金、義援金及び仮払補償金を受給させることは不當であり、妻が実質的な「世帯主」であることを認めるに足りる資料を示した場合には、申請・受給資格を認めることが相当である。住民票の異動ができないため住民票上は世帯の構成員でありながら別居して独立の生計を営んでいるDV事件被害者等、本来支援金、義援金及び仮払補償金を受け取るべき者が受け取ることができるようするため、柔軟な運用を図るなど格段の配慮工夫を行うとともに、かかる運用について周知徹底を図るべきである。

以上